

児童生徒1人1台端末の整備事業（高等学校段階）の補助算定の考え方【例】

(円)

| 1台当たりの 端末価格（※） | 1台当たりの 補助額単価 |
|-------------------|-----------------|
| 30,000以下 | 実額 |
| 30,001 | 30,000 |
| 40,000 | 30,000 |
| 45,000 | 30,000 |
| 50,000 | 30,000 |
| 60,000 | 30,000 |
| 70,000 | 35,000 |
| 80,000 | 40,000 |
| 90,000 | 45,000 |
| 90,001以上 | 45,000（定額） |

※補助対象経費に学習者用コンピュータの整備台数を除いた額

【算定例①】生徒数1,000人（うち高校生等奨学給付金の受給人数は100人）の学校が学習者用コンピュータを90台整備（補助対象経費4,050,000円）する場合

A. 補助対象整備台数

高校生等奨学給付金の受給人数 100人 > 学習者用コンピュータ整備台数 90台 ⇒ 上限の範囲内のため、補助対象整備台数は90台

B. 1台当たりの補助額単価

補助対象経費4,050,000円 ÷ 90台 = 45,000円 ⇒ 1台当たりの端末価格が3～6万円の範囲内のため、1台当たりの補助額単価は30,000円

【算定例②】生徒数1,000人（うち高校生等奨学給付金の受給人数は100人）の学校が学習者用コンピュータを110台整備（うち補助対象経費2,800,000円）する場合

A. 補助対象整備台数

高校生等奨学給付金の受給人数 100人 < 学習者用コンピュータ整備台数 110台 ⇒ 上限の範囲を超えるため、補助対象整備台数は100台

B. 1台当たりの補助額単価

補助対象経費2,800,000円 ÷ 100台 = 28,000円 ⇒ 1台当たりの端末価格が3万円以下のため、1台当たりの補助額単価は28,000円